

住宅に係る設計施工指針に関する意見と回答（案）

（合計件数 93件）

番号	該当箇所 (内容)	ご意見	回答	件数
1	3 (1) ロ表中6	開口部の熱貫流率を一定に向上させた場合、外壁の断熱材の熱抵抗基準値を緩和できるという規定は、従来から推し進めてきた躯体断熱を強化して行く方向性を曖昧にするものであり、望ましくない。	所定の省エネルギー性能を確保できる住宅を実現させるための選択肢を提示したものです。これまでも個別に熱損失係数を計算することによって可能となっていたところですが、具体的例示を行うことによって省エネルギー住宅の一層の普及を図ろうとするものです。	2
2	3 (1) ロ表中6	開口部の熱貫流率を一定に向上させた場合、外壁の断熱材の熱抵抗基準値を緩和できるという規定は、住宅全体の熱性能が基準をクリアしていれば各部位の設計については、ある程度フレキシブルに対応できるという考え方を踏まえたものであり全面的に賛成。トレードオフ的な考え方の範囲をさらに進めれば、省エネルギー住宅の建設及びリフォームも進むものと考えます。	ご意見の趣旨を念頭に入れた改正案です。	1
3	3 (1) ロ	断熱地域別の省エネルギー性能について1ランクづつUPすべき。(I地域=20%UP II地域=従来のI地域 III地域~V地域=II地域 VI地域=III地域へ移行)	現段階では省エネルギー基準の強化ではなく、届出義務の対象を拡大するとともに、建築主等に対して確実に指導・助言を行うことによって、建築物全体の省エネ化を推進していく考えです。	1
4	3 (1) ロ表中6	「壁の基準値」とは「断熱材熱抵抗値基準値表」の値と解してよいか。	そのとおりです。	1
5	3 (2) ロ (イ)	「VI地域を除く地域にあっては、断熱構造とした部位の構成を室内側は透湿抵抗が大きく、外気側は透湿抵抗が小さくなるようにすること」とあるが、VI地域ではどのようにすればよいのか不明。	VI地域では、必ずしも「室内側は透湿抵抗が大きく、外気側は透湿抵抗が小さくなるようにする」必要はないものと考えられることから、当該要件については適用除外しているものです。	1
6	3 (2) ロ (イ)	内部結露対策とカビ対策は、家屋の耐久性の観点以上に、健康問題の観点から求められるものであり、「なお、当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合は、この限りでない。」の一文は削除すべき。	結露防止措置については、3 (2) ロ (ロ) において定めているところです。	1
7	3 (2)ロ (ロ)	透湿抵抗の大きい、JIS規格外のプラスチック系断熱材も「防湿気密層の設置が必要な繊維系断熱材等以外」として読めるような記述とすべき。	ご意見を踏まえ、「又はこれと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。」という文言追加を行いました。	2
8	3 (2) ロ (ロ)	「その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材」は透湿抵抗の値でいうといくらか。	例えば、日本工業規格A9511-2003（発泡プラスチック保温材）又は日本工業規格A9526-1994（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）の透湿抵抗より小さいものなどが考えられます。	2

9	3(2)ロ(口)	水蒸気が壁全面から抜けてしまう施工(例:モルタル仕上げ等)の場合、内部結露対策上、防湿層は必要無いのではないか。また、断熱材の外側に直接モルタルを塗ることで「気密仕様」とならないか。	ご指摘の仕様によって防湿層、気密層を設けなくても良いこととするには、種々の個別条件によるところが大きいものと考えられるため、一般仕様として規定することはできないものと考えます。	1
10	3(2)ロ(口)	防湿層の材料として「住宅用プラスチック系防湿フィルム(日本工業規格A6930(住宅用プラスチック系防湿フィルム)に定めるものをいう)又はこれと同等以上の防湿性の高い材料」の文言について削除してほしい。(JISA6930の性能を満足している製品は市場流通性が高くない。また、これまでの防湿材について問題は生じていない。)	ご意見等を踏まえ、今後引き続き検討すべき事項とし、今回は当該部分の改正は行わないこととしました。	10
11	3(2)ロ(口)	(i)~(iii)までの緩和規定において高層共同住宅で使用されることが多い「乾式耐火間仕切り壁」を追加していただきたい。	間仕切り壁については、省エネルギー基準における「断熱構造とすべき部位」には該当しないため、防湿層設置についても適用されません。	1
12	3(2)ロ(口)(ii)	土塗り壁の厚みはどのくらいを想定しているか。	土塗り壁として一般的と思われる60mm程度の厚みの壁を想定していますが、その結露防止性能が厚みによって大きく影響を受けるとは考えられません。	1
13	3(2)ロ(口)(iii)	防湿層の適用除外として気密補助材を要求しているのは矛盾しているのではないか。	ご意見のとおり、床合板や気密補助材の設置は防湿性の観点からは必須ではなく、気密性の確保を目的とした文言であったため「床合板の継目を3(3)ロで掲げる気密補助材で処理する又はこれと同等以上の防湿性を有する材料を断熱材室内側に設置した場合」の文言を削除しました。なお、気密性の確保については、3(3)において定めていますので、気密材及び気密補助材による施工が必要となります。	1
14	3(2)ロ(口)(iii)	「床合板」に関する記載について、パーティクルボードなどの他の面材も認めて欲しい。	「床合板の継目を3(3)ロで掲げる気密補助材で処理する又はこれと同等以上の防湿性を有する材料を断熱材室内側に設置した場合」の文言は、防湿性の観点からは必須ではなく、気密性の確保を目的とした文言であったため削除しました。これにより、気密材としての性能を有するパーティクルボード等の使用も認められることとなります。	6
15	3(2)ロ(口)(iii)	繊維系断熱材を床断熱に用いる場合の、防湿層の設置に関して、「実加工」された床合板を用いる場合は、気密補助材を必要としない旨の記述が追加いただきたい。	「床合板の継目を3(3)ロで掲げる気密補助材で処理する又はこれと同等以上の防湿性を有する材料を断熱材室内側に設置した場合」の文言は、防湿性の観点からは必須ではなく、気密性の確保を目的とした文言であったため削除しました。これにより、隙間の生じないように施工された実加工品の使用も認められることとなります。	4
16	3(2)ロ(口)(iii)	湿気の排出を妨げない構成として「断熱材の支持材に排出のための穴を設けたもの」「不織布」「寒冷紗」「メッシュシート」「透湿防水シート」を記載して欲しい。	多様な手法が考えられることから、告示には具体的な仕様の列挙は行わず、解説書等を用いて例示していくことを検討します。	1

17	3 (2) ロ (iii)	「床断熱において…」とは、「床」の「外気に接する部分」と「その他の部分」を含むのか。「その他の部分」のみを指すのか教えて欲しい。	床のうち、「外気に接する部分」と「その他の部分」の両方を含みます。	1
18	3 (2) ロ (二)	外気に接する床の通気層の取り方については、具体的施工方法も確立されておらず、防火、排ガスの流入等の観点からも支障があるため「外気に接する床」の文言を削除してほしい。	外気に接する床については、住宅の省エネ性、防露性の確保の観点からは設けることが望ましいとして記載を追加したところですが、ご意見のような問題点を解決する施工方法が広く普及していないことから、今回の改正案への記載は見送り、今後の検討課題とすることとしました。	11
19	3 (2) ロ (二)	外気に接する床における通気層の定義として、「空気の層で、両端が外気に開放されたもの」としているところであるが、「両端又は外気に接する面が外気に開放されたもの」として欲しい。	外気に接する床については、防火、排ガスの流入等の観点から生じる問題点を解決する施工方法が広く普及していないことから、今回の改正案への記載を見送ることとしました。	1
20	3 (2) ロ (チ)	内断熱工法において、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させることを要件としている箇所を削除いただきたい。（躯体に密着させても内部結露は防止不可能。）	内断熱工法を採用する場合の一般的な留意点を明記する趣旨の内容であり、原案通りとします。	1
21	3 (2) ハ (ロ) (i)	「断熱補強は、床、間仕切壁等の両面に、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とすること。」のあとに「ただし、外断熱工法において断熱補強を施す場合は、熱抵抗と同時に湿気を考慮しておこなうこと。」という文章を追加すべき。（外断熱工法の熱橋対策として室内側に断熱補強を行うと、断熱補強した部分の躯体表面に近い部分で、高湿状態が発生する恐れがある。）	断熱補強については、熱損失防止及び結露防止を要求しているものです。なお、外断熱工法の場合で、断熱性能を基準値よりもさらに向上させる場合には、断熱補強を不要とすることができる規定を新たに追加する案としています。	1
22	3 (2) ハ (ロ) (i)	外断熱工法において(1)～(3)の場合に断熱補強を省略できるとなっているが、外断熱材が連続性を保てない部分（バルコニー床スラブ部分等）も、この除外規定にあてはまるか。	バルコニー床スラブ部分もあてはまり、断熱補強を省略することができます。	1
23	3 (3) イ (イ) (i)	住宅用プラスチック系防湿フィルム同等品の定義に、「強度及び耐久性」を追加されているが、防湿気密フィルムに必要な強度及び耐久性は、使用する部位や施工方法によって要求される水準が異なり、削除すべき。	防湿気密フィルムに必要な強度及び耐久性は、ご意見のとおり使用する部位や施工方法によって要求される水準が異なり、求められる強度、耐久性を一律に明確化することは困難であるため「強度及び耐久性」の文言は削除することとしました。	1
24	3 (3) イ (イ) (iii)	気密材として「合板、せっこうボード、構造用パネル」に加え、他の面材（パーティクルボード、MDF等木質系材料、ABS樹脂等プラスチック材料、軽量気泡コンクリート（ALC）、火山性ガラス質複層板）を追加いただきたい。	住宅品質確保法に基づく特別評価方法認定における実績などを踏まえ、気密材としての性能の検証されたものを列挙しているものであり、ご指摘の面材については気密性能に関する知見が確立されていないため、告示には記載しておりません。なお、パーティクルボードなど合板と同等と見なせる面材については解説書に記載する予定です。	4

25	3 (3) イ (イ) (iv)	プラスチック系断熱材 (JIS A9511-2003) に加え、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 (JISA9526-1999) を気密材として定めるべき。	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 (JISA9526-1999) については、プラスチック系断熱材 (JIS A9511-2003) と同等以上の気密性を有するものと扱いますが、今回、多くのご意見を踏まえ、誤解が生じないように、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 (日本工業規格A9526-1994 (吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材) に定めるものをいう) の文言を追加することとします。	7
26	3 (3) イ (イ) (vi)	「金属部材」について、例えば「鋼材、ステンレス、アルミニウム等金属部材」のように具体的材料名も記載いただきたい。	「金属部材」にはご意見の通り、多様な金属性材料が考えられることから、告示には具体的仕様の列挙は行わず総称して「金属部材」という記載としています。	1
27	3 (3) イ (ロ)	相当隙間面積1平方メートルにつき5.0平方センチメートル以下における気密材としては、せっこうボードがあるが、2.0平方センチメートル以下には規定されていない。差別化した試験、性能値のデータがあれば解説書で説明をいただきたい。	2.0平方センチメートル以下における気密材として、3 (3) イ (ロ) (ii) に「合板等」を定めているところです。この「合板等」には3 (3) イ (イ) (iii) の定義により、せっこうボードが含まれます。	1
28	3 (3) ロ	気密補助材として「せっこうボード用目地処理材」、「接着剤」を定めるべき。	せっこうボード用目地処理材、接着剤については、施工後の気密性能の安定性などが確認されておらず、また、製品によっては気密性の確保ができないものがあるため、告示には追加しません。	11
29	3 (3) ロ	気密補助材に「アクリル系テープ」は含まれるか。	アクリル系テープについては、気密テープと同等以上の気密性及び粘着性を有するものとして、解説書に記載する予定です。	2
30	3 (3) ロ	モルタル (セルフレベリングモルタルを含む) を気密補助材に追加していただきたい。	ひび割れを生ずる可能性のあるモルタルについては、製品によっては気密性の確保ができないものがあるため、告示には追加しないこととしています。	1
31	3 (3) ニ (イ)、 (ロ)	シート状の気密材については30ミリの重ね幅を設けるとあるが、袋入繊維系断熱材の耳は何ミリにすれば良いか。	施工精度を考慮したうえで、実際に30mm以上の重ね幅が確保できるように製品設計を行うべきであり、一概には決められないものと考えます。	1
32	3 (3) ニ (ロ)	シート状の気密材の必要重ね幅を100ミリから30ミリと改正しているが、技術的に問題がない根拠を明確にして欲しい。	気密仕様については、平成4年改正告示によって初めて規定したものであるが、一定の施工実績、特別評価方法認定等の実績等を踏まえ、30mmの重ね幅で性能が十分確保できるものと判断したものです。	1
33	3 (3) = (ハ)	下地がある部分の合板の継目には気密補助材や実加工を不要として頂きたい。(下地がある部分で合板を継ぎ、接着剤を併用すれば十分な気密性能が確保できる。)	下地材に床合板を打ち付けるなど、気密層が連続して施工されるものは、床においては気密補助材による処理は不要であると考えており、ご意見を踏まえ、修正を行いました。	1
34	3 (3) ニ (ニ)	住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準 (温熱等級基準) では、本省エネルギー基準告示を引用したうえで、防腐・防蟻薬剤中の人体への影響のある物質の「流入」を「高濃度で流入及び滞留」と読み替えているが、これに併せ設計施工指針も「高濃度で流入及び滞留」に変更すべき。	住宅性能表示基準において、「高濃度で流入及び滞留」との読替規定をおいているのは、評価にあたって、濃度を測定することが必須ではないことを明確化したものですが、省エネ法並びに本告示は目指すべき水準を示し、達成への努力を促すものであることから、ご指摘の修正は行わないこととします。	1

35	4 (2) イ、ロ	「金属製熱遮断構造」サッシと同等の断熱性を有する「木又はプラスチックと金属との複合材料製」があることから、「金属製熱遮断構造」と並列して「木又はプラスチックと金属との複合材料製」を追加して欲しい。	ご意見のとおり、文言を追加しました。	1
36	4 (2) イ、ロ	建具の種類によって開口部の日射遮蔽係数があまり変化しないことが最近の研究から分かってきている。建具の種類についての記載を省略すべき。	建具の種類が日射遮蔽に対する影響が小さいとの知見は、現時点では一般的とは言えないため、今後の検討課題とさせていただきます。	1
37	4 (2) イ、ロ	建具等の基準については、熱貫流率だけでなく、サッシの断熱等級(H-5~H-1)で段階別にきちんと分けて書いて欲しい。 また、開口部の断熱性能の表示として、ガラス中央部の熱貫流値という表記方法もあるので、性能を理解し易く表現するためJIS等級表記も併記すべき。	JISに基づく断熱等級(H-5~H-1)と、告示に定めている熱貫流率は、既に対応した内容となっているところですが、JIS等級表記との関係については、今後、解説書への記載を検討することとします。	1
38	5 (2) イ	グリルやフードなどに関する配慮について記載を追加すべき。	グリルやフードなどの端末部材には、換気設備の機能として一定の圧力損失が必要な場合があるため記述をしていません。屋外端末では風雨の影響を減ずるための機構や、室内端末では風量調整を行うための機構などがその一例です。	1
39	5 (2) ロ(ロ)	「浮力または風力による換気量等を常時計量し、」の文言を削除して欲しい。(全ての窓で風量を把握することは困難)	該当部分は、換気量の常時計量を目的としたものではなく、機械換気方式の換気動力に伴う電力消費を削減するために自然・機械換気併用方式を用いる場合の具体的手法例を示す記述です。これに限らず、十分な換気量が得られる換気部材を用いて、電力消費の削減を目指す換気装置については、その積極的な導入が望まれます。	1
40	外断熱の義務化	外断熱工法を義務化すべき。内断熱の鉄筋コンクリート造では、熱橋問題や内部結露問題を解決することはできないため、内断熱構造に関する記述は削除すべき。	鉄筋コンクリート造における外断熱工法、内断熱工法にはそれぞれにメリットとデメリットがあり、いずれを選択するかについては、気候条件やライフスタイル等の個々の建築物の設計条件によって適切に判断されるべき問題と考えています。なお、内断熱工法の場合、熱橋部における断熱補強や内部結露の防止については、別に対策を行うことを定めているところです。	4